

# 「ファミリーネットワークサービスプレミアムプラン利用規約」 改定のお知らせ

下記の通り、「ファミリーネットワークサービスプレミアムプラン利用規約」(以下「本規約」といいます。)の改定を実施します。

なお、改定後の本規約は、ファミリーネットワークサービスプレミアムプランをすでにご利用されているお客さまにも、改定日以降、適用されます。

## ■ 主な改定内容

---

- クーポンコードを利用して、プレミアムプランの申込が可能となることに伴い、「クーポンコード利用に関する特則」(改定後の本規約第6条)を新設します。
- それに伴う手続や項番変更等の改定を行います。(改定後の本規約第4条、第7条～12条)

## ■ 改定日

---

- 2023年1月4日(水)

## ■ 新旧対照表

---

- 次ページに記載しております。

## ■ 新旧対照表

旧	新
4. 提携業者サービスの利用に関する留意事項 (1)お客さまは、提携業者サービスを利用するために、提携業者に対して提携業者所定の方法により提携業者サービスの利用に係る契約の締結の申込みを行った上で、提携業者との間において当該契約を締結する必要があります。	4. 提携業者サービスの利用に関する留意事項 (1)お客さまは、提携業者サービスを利用するために、提携業者に対して提携業者所定の方法により提携業者サービスの利用に係る契約の締結の申込み <b>その他提携業者所定の手続</b> を行った上で、提携業者との間において当該契約を締結（当該契約を更新、再締結等するために提携業者が必要と認める行為を含みます。）する必要があります。
6. 有効期間 (有効期間は、項番7に変更)	6. クーポンコード利用に関する特則 (1)当社または当社所定の第三者から交付された当社所定のクーポンコードを利用するお客さまは、当該クーポンコードの利用により、当該クーポンコードが有効に存続する間において、当該クーポンコードに係る当社所定の金額において前条の利用料のお支払に充当されたものと取り扱われるものとします。 (2) 次条及び第8条の規定にかかわらず、第1項のクーポンコードが有効期間の満了その他の理由により効力を失った場合には、特段の手続を行うことなく、本契約は効力を失うものとします。 (3) 前項の規定にかかわらず、第1項のクーポンコードが有効に存続する間において、お客さまが前条の利用料のお支払のための当社所定の手続を行った場合には、本契約は、同日の経過をもって効力が失われることなく、存続するものとします。
6. 有効期間 7. 本契約の解除 8. 原契約との関係等 9. 原規約の準用 10. 本規約の変更 11. 準拠法・管轄	7. 有効期間 8. 本契約の解除 9. 原契約との関係等 10. 原規約の準用 11. 本規約の変更 12. 準拠法・管轄
7. 本契約の解除 (1)お客さま都合による解約 お客さまは、その都合により、当社所定の方法により当社に通知することにより、いつでも本契約を解約することができるものとします。	8. 本契約の解除 (1)お客さま都合による解約 お客さまは、その都合により、いつでも <b>当社所定の方法</b> により本契約を解約することができるものとします。
8. 原契約との関係等 (3) 本契約が有効期間の満了、解約、解除その他の理由（第1項の規定による場合を含みます。）により効力を失った後においても、本項、次条及び第11条の規定並びに原規約第18条第3項の規定により有効に存続する原規約の各規定のうち次条により準用されるものは有効に存続するものとします。	9. 原契約との関係等 (3) 本契約が有効期間の満了、解約、解除その他の理由（第1項の規定による場合を含みます。）により効力を失った後においても、本項、次条及び第 <b>12</b> 条の規定並びに原規約第18条第3項の規定により有効に存続する原規約の各規定のうち次条により準用されるものは有効に存続するものとします。
2022年8月22日制定	2022年8月22日制定 2023年1月4日改定